

第1回横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会

議事次第

1 日時

平成28年3月3日（木）15:00～17:30

2 場所

横浜南部市場管理棟 2階 会議室

3 議事

- (1) 横浜市挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 条例の確認
- (4) 議題
 - 1) 委員長選出
 - 2) 運営要綱の確認
 - 3) 事業概要の説明
 - 4) 募集要項（案）の説明
- (5) その他

横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

委員名	現職名	分野
上田 勝彦	株式会社ウエカツ水産 代表取締役 東京海洋大学客員教授	食に関する 分野
江原 絢子	東京家政学院大学名誉教授 一般社団法人和食文化国民会議 理事 副会長	食に関する 分野
太田 恵理子	キリン株式会社 キリン食生活文化研究所 所長	食に関する 分野
佐藤 勝利	株式会社佐藤不動産鑑定コンサルティング 代表取締役	不動産
溝口 周二	横浜国立大学名誉教授	会計
三原 園子	関東学院大学法学部教授	法律
山路 清貴	横浜市まちづくりコーディネーター	まちづくり

横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会条例

平成 27 年 12 月 25 日

条例第 72 号

(設置)

第 1 条 横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成 27 年 2 月横浜市条例第 4 号）による改正前の横浜市中心卸売市場業務条例（昭和 47 年 3 月横浜市条例第 18 号）第 2 条に規定する横浜市中心卸売市場南部市場の跡地（以下「横浜南部市場」という。）のにぎわいの創出を目的とした施設の適正な整備等を図るため、市長の附属機関として、横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 横浜南部市場のにぎわいの創出を目的とした施設の整備等を行う事業者の選定に関すること。
- (2) その他横浜南部市場のにぎわいの創出に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条第 1 号の事業者の選定に係る答申を市長が受けた日までとする。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 第6条第3項及び第4項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び第4項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、第6条第4項及び前条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その）」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経済局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第1号の事業者の選定に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会運営要綱

制定 平成 28 年 1 月 15 日 経南第 560 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会条例（平成 27 年 12 月横浜市条例第 72 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、条例第 2 条に基づき、次の事項を担当する。

- (1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号に関すること
 - ア 選定手続きの審議
 - イ 公募要項の内容の審議
 - ウ 評価及び選定基準の審議
 - エ 提案書等の審査及び優秀提案者の選定に関する審議
 - オ その他選定に関すること
- (2) 条例第 2 条第 1 項第 2 号に関すること
 - ア 事業の評価及び検証方法の審議
 - イ その他市長が必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、条例第 3 条第 2 項に基づき、次の各号に掲げる分野に関する専門知識を有する者のうちから市長が任命する。

- (1) 食に関する分野
 - (2) 建築、都市計画、まちづくり
 - (3) 不動産、再開発
 - (4) 財務、会計
 - (5) 法務
- 2 委員が、次の各号の一に該当し、前条第 1 号エの審議その他公正、公平を妨げる事情があると市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。
- (1) 委員が、審議案件に関わる事業者（複数の企業により構成されるグループの場合は、グループを構成する企業の全て。以下「応募事業者」という。）又はその子会社若しくは親会社の財務、法務又は営業等の業務内容について、現に職務権限を保有又は関与している場合
 - (2) 応募事業者（法人にあっては、その役員又は役員に準ずる者）の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、保佐人又は補助人である場合

(3) 委員としてふさわしくない非行事由があったと認められる場合

(4) その他、委員に審議等の公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合

3 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、市長は新たな委員を任命することができる。

4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、条例第5条第2項に基づき、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 特別の事項に係る分野の学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

2 前条第2項から第4項までの規定は、臨時委員について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第5条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に準じ、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議を非公開とする決定をしたときは、その旨を宣告するものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、委員長は当該傍聴者等を会議場から退去させるものとする。

4 委員会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、会場の指定された場所に着席しなければならない。

5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

6 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(委員等の責務)

第6条 委員及び臨時委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員及び臨時委員は、直接間接を問わず、応募事業者及び応募することが見込まれる企業の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員及び臨時委員が接触した応募事業者を審議対象外とする。

4 委員及び臨時委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済局中央卸売市場本場南部市場活用課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（会議の公開）

第31条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する審議会等の**附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。**

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

横浜南部市場にぎわい創出事業
事業概要

平成 28 年 3 月

横 浜 市

1 横浜市中心卸売市場の概要

横浜市は、昭和6年2月、神奈川県に、全国で3番目、東日本では最初の中央卸売市場を開設しました。昭和34年11月には肉類を専門に扱う食肉市場を鶴見区に開設し、さらに人口増加による本市市場に対する需要の増加を背景に、昭和48年11月、金沢区に南部市場を開設しました。

横浜市はこの3市場を、卸売市場法及び横浜市中央卸売市場業務条例に基づき開設・運営しておりました。



〈 3市場位置図 〉

市場名	本 場	南 部 市 場	食 肉 市 場
開設年月日	昭和6年2月11日	昭和48年11月8日	昭和34年11月5日
所在地	神奈川県	金沢区	鶴見区
敷地面積	106,211 m ²	168,227 m ²	42,600 m ²
延べ床面積	131,789 m ²	104,783 m ²	22,530 m ²
取扱品目	青果・水産物・鳥卵	青果・水産物・花き	食肉

※平成27年3月31日に
中央卸売市場としては廃止



〈 位置図 〉

2 再編・機能強化の経緯

横浜市中央卸売市場は、平成 18 年 3 月の包括外部監査において、今後の市場のあり方（2 市場体制を維持するか否か等）の検討を求める意見が出されました。その後、市場関係者との協議・検討を経て、平成 22 年 7 月に決定した「横浜市中央卸売市場の再編・機能強化に関する基本方針」に基づき、本場と南部市場の役割を次のとおりとし、平成 27 年 4 月より運営しています。

- 商圈や立地条件などを考慮し、**本場を中央卸売市場として、市が引き続き開設、運営**します。
- 南部市場は、**本場を補完する加工・配送、流通の場として引き続き使用**します。

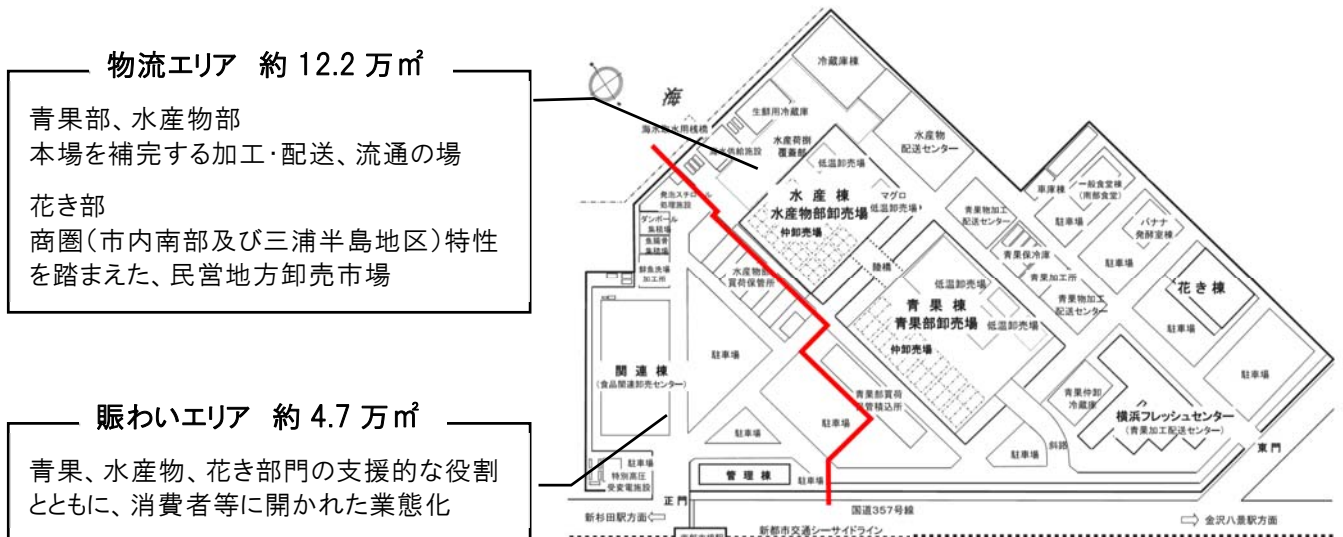
関連事業は、消費者等にかかれた業態化を目指すため、南部市場の敷地のうち約 4.7 万㎡を「賑わいエリア」と位置づけ、一般消費者向けの「賑わいの場」として活用します。

卸売市場法上の位置づけ	平成 27 年 3 月まで	平成 27 年 4 月から
中央卸売市場（第 2 条）	本場、南部市場	本場
地方卸売市場（第 2 条）	—	南部市場 花き部
市場外指定保管場所※（第 39 条）	—	南部市場 青果部・水産物部

※市場外指定保管場所とは、卸売業者からの申請に基づき市長が市場外指定保管場所として指定します。市場外指定保管場所では、産地からの物品を、市場を経由しないで直接受け渡しができます。



本 場			
中央卸売市場 青果部、水産物部 鳥卵部、関連事業 外気遮断・温度管理型売場、 加工場等の整備実施	南 部 市 場		
	青 果 部 水 産 物 部	本場を補完 する加工・配送、流通の場 （原則民間による外気遮断・温度管理型 施設への改修・整備）	物流エリア 約 12.2 万㎡
	花 き 部	商圈（市内南部及び三浦半島地区）特性を 踏まえた、 民営地方卸売市場	
	関連事業	青果、水産物、花き部門の 支援的な役割 とともに 消費者等にかかれた業態化	賑わいエリア 約 4.7 万㎡



〈 配置図 〉

3 賑わいエリアの活用について

(1) 活用のイメージ

賑わいエリア約 4.7 万㎡では、土地を 20 年間の事業用定期借地として横浜市が公募により選定した事業者に貸付け、事業者は施設の設計・建設、維持管理・運営、解体等を行います。

南部市場は昭和 48 年の開設から 40 年以上地元で生鮮食料品等を供給してきたことから、市場跡地で整備する「賑わいの場」については、以下の機能を満足する施設計画をします。

- ① 「食」の拠点としてのイメージを活かす
- ② 「食」の魅力を発信し堪能できる
- ③ 地域の方々との共存と、周辺の観光施設と連携し、横浜の食の魅力を発信する

所在及び交通	横浜市金沢区鳥浜町 1 番 1 シーサイドライン 南部市場駅 徒歩約 1 分
土地面積	約 47,000 ㎡
都市計画による制限	区域区分：市街化区域 用途地域：工業地域 防火指定：無し 建ぺい率：60% 容積率：200% 高度地区：第 7 種高度地区 その他の都市施設：市場（都市計画変更予定） 地区計画：現状無し（地区計画策定予定） 臨港地区：横浜港臨港地区 工業港区（分区指定の解除予定）

(2) 賑わいエリアの貸付方法

賑わいエリア約 4.7 万㎡（港湾局から所管換した土地 0.1 万㎡を含む）を事業用定期借地、定期借家等に分け、次のとおり貸付けます。

【定期借地】

約 3.5 万㎡の土地は、施設の設計・建設・管理運営等を行う民間事業者を公募し、20 年の事業用定期借地として貸し付けます。

【定期借家】

関連棟（延床面積約 9 千㎡、敷地面積約 1 万㎡）は、基本方針で定める「物流エリアの青果・水産・花き部門の支援的な役割」を担っている関連事業者で組織する協同組合に、20 年の定期借家として随意契約で貸付けます。

【管理用地】

物流エリアへの電気の供給ルートとして、物流エリアを管理している一般社団法人に貸付けます。（面積約 0.2 万㎡）

